

○医薬品再評価に関し、資料提出を  
必要とする有効成分等の範囲につ  
いて—その14

(昭和50年1月16日)  
(薬発第112号)

厚生省薬務局長から各都道府県知事宛

医薬品再評価の実施については昭和46年12月16  
日付け薬発第1179号をもって通知したところである  
が、同通知に基づき下記に該当する品目について、その  
資料を昭和50年4月15日までに提出するよう貴管下  
関係業者に周知徹底方よろしく願います。

記

単味剤である医療用医薬品であつて、別記の有効成分  
を含有するもの。ただし、循環器官用剤については外用  
剤を除き、眼科・耳鼻科用剤（(13)に掲げるものを除く）  
については、眼科・耳鼻科領域の外用剤に限る。

循環器官用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) クロフィプレート

コンドロイチン硫酸  
デキストラン硫酸  
デスオキシエストロン  
ピリジノールカルバメイト  
ホスファチジルコリン（レシチン）  
ポリエホスファチジルコリン  
ポリ硫酸ペンタザン  
リノール酸  
リノール酸エチル

(2) アドレノクロムモノアミノグアニジンメタンスル  
ホン酸

カルバゾクロム  
カルバゾクロムスルホン酸  
クエルセチン  
ヘスベリジン  
ミリチトリン  
ルチン

(3) アデノシン

アデノシンミリン酸  
エピネフリン  
ノルエピネフリン  
酒石酸水素ノルエピネフリン  
チトクロームC  
筋肉製循環系作用物質  
心臓製循環系作用物質  
脾臓製循環系作用物質  
クラテグスエキス  
セイヨウサンザシエキス  
セイヨウトチノキエキス  
万年青有効成分  
ハマメリスエキス  
鹿茸抽出成分  
ペンテトラゾール  
ブホタリン

(4) その他

循環器官用剤の有効成分として用いられている成  
分であつて、これまでに明示されたもの以外のもの  
上記有効成分を含有する医薬品であつて、他の薬効  
を標榜するものを含む。

眼科・耳鼻科用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) 酢酸コルチゾン

酢酸ヒドロコルチゾン  
酢酸プレドニゾロン  
トリアムシノロンアセトニド  
酢酸デキサメタゾン  
デキサメタゾンリン酸ナトリウム  
デキサメタゾン硫酸ナトリウム  
デキサメタゾンメタンスルフォペンゾエート  
ベタメタゾンリン酸ナトリウム

(2) グリチルリチン酸

グルタチオン  
コンドロイチン硫酸

(3) 濃グリセリン（経口剤）

ジクロフェナミド（経口剤）  
ヘレニエン（経口剤）  
メタゾールアミド（経口剤）  
1-ヒドロキシーピリド（3, 2-a）-5-フ  
エノキサゾン-3-カルボン酸（注射剤）  
ピロカルピン（注射剤・経口剤）  
ウロキナーゼ（注射剤）

(4) オキシメタゾリン

テトラヒドロゾリン  
トラマゾリン  
ジオクチルソジウムスルフォサキシネート

(5) そ の 他

眼科・耳鼻科用剤の有効成分として用いられる成  
分であつて、これまでに明示されたもの以外のもの